

鴨川の生態系保全に係る問題について

■ 野鳥への餌やり

【現状】苦情が寄せられている

(内容)・ハトやカラスが集まることで、近隣住宅で糞害が発生している。
(具体的には、雨どいが詰まる、洗濯物を汚される等)

- ・家庭用ゴミを散乱させている。
- ・餌やり後の食べ残しが汚い。

(箇所) 北山大橋下流右岸
出雲路橋上流右岸(ハトへの餌やり)
荒神橋下流右岸
出町柳上流右岸(カラスへの餌やり)
二条大橋上流右・左岸
三条大橋～四条大橋 右・左岸
七条大橋下流左岸

(対応) 行為者が特定出来れば野鳥動物保護の観点から京都林務事務所が指導を行う。

【課題】指導における明確な法的な根拠が無いため、行為者からの反発も大きい。自己満足のために餌を与えている方もあり、指導では一向に減らない。

■ 野鳥の餌やりにより発生している問題：トビによる被害

【現状】河川敷で弁当等を食べている時に背後から近づき奪っていく。その時に、トビの鋭い爪で怪我する人が出ている。

H20 ～ 22 五条大橋左岸上流 怪我 4件
// // 弁当被害 多数

※ トビへの餌やり注意指導箇所

- ① 賀茂大橋左岸下流～二条大橋左岸上流
- ② 荒神橋右岸下流～松原橋右岸上流
- ③ 五条大橋左岸上流

(対応) トビによる被害が見られた箇所に、利用者への注意喚起看板を設置する。



【課題】野鳥への餌やりと同様の問題



トビへの餌やり状況写真(H22.4)

<参考> 他都市の状況

野鳥への餌やり禁止を条例で定めているもの

箕面市：カラスによる被害の防止及び生活環境を守る条例

荒川区：良好な生活環境の確保に関する条例

他の動物への餌やり禁止の条例

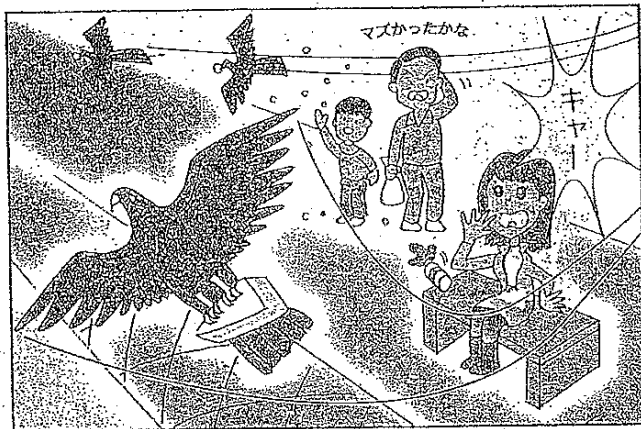
箕面市：サル餌やり禁止条例

神戸市：いのししの出没及びいのししからの危害の防止に関する条例

河川等を線状で禁止区域にするのではなく、周辺も含め面的に禁止区域としている。

危険

トビ被害 鴨川で続発



トビに油揚げをさらわれ、ならぬ食べ物奪われる被害が京都府の鴨川で相次いでいる。

河川敷でのんびりとパンや弁当を食べる人が背後から襲われ、鋭いつめで負傷するケースも出てきた。危険性が高いが、主な原因は人間による餌やりという。外で過ごしやすい秋は被害の増加が懸念され、日本野鳥の会京都(右京区)と府は「餌付けの結果が人を傷付けており、絶対にやめてほしい」と注意を呼びかけている。

府京都市土木事務所(左京区)と同会によると、トビの被害は2004年ごろに始まり、最近では09〜10年に弁当を取られたなどの苦情が5件寄せられた。荒神橋から五条大橋の間の河川

野鳥の会 餌やりやめて

野鳥の会 餌やりやめて

被害の誘因は、人間による餌やりとみられる。鴨川

敷で被害が多く、川を向いて食事しているとトビが上空から急降下して音もなく接近し、手に持っているパンなどをかすめ取られるという。襲われた際にけがをした人もおり、今年4月には70代女性が目尻の近くを切られて出血した。ほおを引かれた女性もおり、同会副代表の中村桂子さん(66)は「つめは刃物のようなもの。いつか、大きな事故が起きるかもしれない」と心配する。

では鳥とのふれ合いを楽しみに餌を与えるお年寄りや親子連れが目撃されており、中村さんは「人が持つ食べ物は餌だとトビに思い込ませている」と指摘する。

同会は昨年、「エサやりはトラブルのもと」と警告するチラシを府と合同で作成。鴨川をパトロールする際に配り歩いている。府も、被害があった13カ所に「トビに注意してください」と呼びかける看板を設置した。

(中塩路良平)